

第5回青森地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年9月12日（木）午後3時30分から午後3時55分まで
- 2 場 所 青森第二合同庁舎 1階共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	岩崎委員	森 宏 之 委 員	森 理 恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	相 馬 委 員	中 野 委 員	野 坂 委 員	保土澤委員
	使用者委員	小山内委員	小 野 委 員	小山田委員	菅 委 員	藤 井 委 員
【事務局】	井 嶋 労 働 局 長	上 野 労 働 基 準 部 長	森 越 賃 金 室 長	木 村 室 長 補 佐	高 山 賃 金 指 導 官	

(事務局 室長補佐)

それでは、皆様お揃いになりましたので、定刻より若干、早いですが、始めてよろしいでしょうか。

ただ今より、第5回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員出席されておりますことをご報告いたします。

本日の審議会の公開に関しましては、傍聴人の希望の有無について公示を行ったところ、申し込みがありませんでした。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それでは、早速議事に入ります。

まず、議題ですけれども、青森県産業別最低賃金検討小委員会の方、検討を行ってきたところですが、この検討小委員会の報告をもとに審議を進めたいと思っております。

この検討小委員会の検討経過については、森委員長代理から報告をお願いいたします。

(森宏之委員)

それでは、ご報告いたします。

まず、1番として、産業別最低賃金検討小委員会の審議経過を報告いたします。

検討小委員会は、9月2日、10日と2日間に亘り、4業種について、申出人及び参考人から意見を聴取するとともに、必要性の有無について検討を行いました。

2番として、検討小委員会にて検討を行った結果、具体的な金額審議は、今後の各専門部会に委ねることとして、4業種全てについて、全会一致で、改正決定することを必要と認める、との結論に至ったところです。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の小委員会報告について、何か御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それから、お手元に検討小委員会の報告書が配付されていると思いますが、ご確認、いかがでしょうか。この点についても、特に御質問等はございませんか。

よろしいでしょうかね。

それでは、この検討小委員会の結果に基づいて、当審議会での改正の必要性の有無について検討することになりますが、ただ今の小委員会報告のとおり、4業種について、改正決定の必要性ありということに決定したいと思いますが、異議、ございませんか。

**【各委員より「異議なし。」の声あり。】**

(石岡会長)

よろしいですね。

ありがとうございます。

ということで、小委員会報告のとおり本審として決定することといたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、ただ今から、委員の皆様方に答申文の案を配付させていただきます。

**【事務局より各委員に答申文の案を配付】**

(石岡会長)

ただ今、事務局から配付されました答申文案ですが、ご確認お願いいたします。

何か、この案について御意見等はございませんか。

よろしいでしょうかね。

それでは、この答申文をもって答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは、ここで答申に移らせていただきます。

石岡会長から、井嶋労働局長に対し答申をお願いします。

**【労働局長、石岡会長が中央に移動し、石岡会長から井嶋労働局長に答申文を手交】**

(石岡会長)

青森労働局長 井嶋俊幸殿

青森地方最低賃金審議会会長 石岡隆司

青森県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申

当審議会は、令和6年8月9日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった、青森県特定産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、下記4業種について改正決定をすることを必要と認めると答申する。

以上であります。

(事務局 室長補佐)

ありがとうございました。

以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。

引き続き、井嶋労働局長よりお礼の御挨拶を申し上げます。

(井嶋労働局長)

産業別最低賃金につきましては、改正の必要性ありとの答申をいただきありがとうございました。

この答申を受けまして、改めて金額改正の諮問をさせていただきますので、今後は、業種ごとに御審議をお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、引き続きお忙しい中での御審議になろうかと存じますが、これまで同様、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局 室長補佐)

続きまして、井嶋労働局長から産業別最低賃金の金額の改正について諮問を行っていただきます。

【井嶋労働局長から石岡会長に答申文を手交】

(井嶋労働局長)

青森地方最低賃金審議会会長 石岡隆司殿

青森労働局長 井嶋俊幸

最低賃金改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金を改正決定にて貴会の調査・審議をお願いする。

記

青森県鉄鋼業最低賃金

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械製造業最低賃金

青森県各種商品小売業最低賃金

## 青森県自動車小売業最低賃金

以上になります。

(事務局 室長補佐)

この後の議事運営は、引き続き石岡会長にお願いいたします。

(石岡会長)

議題でいいますと、(2) ①まで進みましたので、②ということです。

「産業別最低賃金専門部会の設置について」ということですね。

ただ今、産業別最低賃金の改正諮問をいただきましたので、本審議会は、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づく専門部会を設置し、産業別最低賃金の改正審議に入ることとなります。

今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは、今後の手続き等につきまして説明させていただきます。

ただ今、労働局長から会長への諮問がございまして、業種ごとに専門部会が設置されることとなり、本日から、関係労使の意見聴取の公示及び専門部会委員候補の推薦を求める公示を本日からいたします。

労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ 3 名を選出いたしますので、その候補者を推薦していただくということになります。

専門部会委員の推薦公示期間は、本日から 9 月 18 日の水曜日までとさせていただきます。

委員候補推薦の公示及び意見聴取の公示文を本日、本日付けで労使各団体宛て、送付させていただきますこととしております。

短期間で大変申し訳ございませんが、委員の推薦方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、公益委員の皆様におかれましては、内諾書の提出を事務局宛て、お願ひしたいと思ひます。

続きまして、今後の産別最賃の審議日程の確認でございますが、皆様の机上に開催日程の案を配付させていただきますこととしておりますので、そちらを確認いただきたいと思います。

日程案といたしまして、これから 9 月 27 日金曜日が鉄鋼業、10 月 2 日水曜日が電気機械器具等製造業、10 月 4 日金曜日が自動車小売業、そして 10 月 7 日月曜日が各種商品小売業について、各々専門部会を開催する予定としております。

また、予備日といたしまして 10 月 8 日、15 日、16 日を設定してございます。

なお、会場につきましては、前回の審議会までに説明させていただいておりました会場から一部変更しております。赤字で記載した部分になります。9 月 27 日と 10 月 7 日がそれぞれこちらの方の 8 階にある青森労働基準監督署の会議室から私共、青森労働局が入っている合同庁舎の 4 階会議室に変更となります。

結果、9 月 27 日の鉄鋼業は、労働局が入っている合同庁舎の 4 階、10 月 2 日の電気通信業は同じ合同庁舎の 4 階、そして 10 月 4 日の自動車小売業のみが、本日と同じ、第 2 合同庁舎 1 階会議

室ということになります。

10月7日の各種商品は労働局が入っている合同庁舎4階ということになります。

また、予備日として設定した日になった場合には、いずれも合同庁舎4階の方になりますので、会場があっちこっちで申し訳ありませんが、ご留意願います。

そして、次回の本審につきましては、10月16日午後1時30分から第6回本審を予定しております。

その審議会において、産別最賃改正についての答申、結審しているものについて答申をいただきたいと考えておりますので、日程の確保をお願いしたいと思います。

なお、先ほどご説明しましたが、専門部会委員の推薦公示が本日から18日までとなっておりますので、専門部会の開催通知が18日以降の日付ということになります。

特に鉄鋼の専門部会につきましては、9月27日に予定しておりますが、その開催通知の正式な案内は、ぎりぎりになる可能性がございますのでご容赦いただきたいと思っております。

では、続きまして、資料の方、若干説明させていただきたいと思っております。

会議次第が付いております資料、ページをめくっていただきまして、資料の目次、検討小委員会の名簿等々載っております。基本的にこちらの方の会議次第が付いた資料につきましては、第1回、第2回の検討小委員会の方で配付させていただいた資料と同じものになりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

1点、10ページ、資料No.7の青森県の状況、春季賃上げ妥結状況「青森県」のところ、前回までの資料では空欄になっておりましたが、連合青森様の8月末での集計結果が出ておりますので、こちらを追記させていただいております。

また、青森労働局におきまして、今年実施しました最低賃金の基礎調査結果のデータ、4業種、特定最低賃金を設定しております4業種について調査しておりますが、そちらの方のデータ、総括表等につきましては、これから立ち上がる各専門部会におきまして、該当する業種のデータ等を配付させていただきたいと考えております。

もう1つ、机上配付資料といたしまして、「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」というペーパーについて説明させていただきたいと思っております。

こちらの資料は、実は昨年度、令和5年度の審議会の最後の3月に配付させていただいておりますが、再度説明させていただきます。

1といたしまして、日本標準産業分類の改定の概要ということで書いてありますけども、今年の4月から日本標準産業分類が変更されております。産業別最低賃金につきましては、その名称、あるいは適用対象につきましては、日本標準産業分類に基づいた業種分類となっておりますので、こちらから日本標準産業分類が変更されるということで、若干、これは青森県のみならず、各地域の産業別最低賃金に若干影響しております。

主な内容といたしましては、百貨店、総合スーパーマーケット、均一価格店などの分類項目の新設、名称変更による、砂糖・デンプン・糖類製造業が加わり、また、カンマから読点への修正などとなっております。産業別最低賃金の表記あるいは適用対象の示す中で、このカンマを使っている業種がございますので、これを読点に変更するということになります。

また、その下の方に各種商品小売業の方の関係が記載しておりますけども、中分類の各種商品小

売業のところにコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなどが、各種商品小売業の範疇の方に、新しい産業分類では入ってくるということになっております。

今までは、各種商品小売業といいますと、百貨店、総合スーパーとその他の各種商品小売業で50人未満のものということで、青森県の各種商品小売業は、まさにこの適用対象業種だったのですが、これから各種商品小売業と単純に言うと、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等も入ってくるということになります。

しかしながら、今回、産業別最低賃金の中で改正、申し出をいただいているのは、あくまでも金額の改正ということですので、適用対象の範囲の変更はないと事務局では認識して受理させていただいております。

その関係で、どうなるかと申しますと、裏面をちょっと見ていただきますと、左側の方に、手続きの流れが書いてあるんですが、各種商品小売業最低賃金ということで、あくまでも適用対象には変更はないということで申出いただいておりますので、必要性の審議に基づく本日の答申及び諮問につきましては、旧産業分類の名称で行うことになっております。

しかしながら、今後、金額の改正等が行われまして、それに基づく審議会の答申の中の別紙の段階からは右側の真ん中の部分にございます、「〇〇県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金」という名称が変わるということになります。

ただし、最低賃金の適用対象の範囲については一切変更はなく、名称のみが変わるということになりますので、ご認識、御ご了解いただきたいと思います。

以上、日本標準産業分類の改正に伴う対応につきまして、説明させていただきました。

事務局の方からの説明は以上でございます。

(石岡会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(小山田委員)

そうしますと、答申文の表現は、百貨店等々というところの表現は変わるけれども、実際の最低賃金の適用範囲は変わらないということになりますね。

(事務局 賃金室長)

そうですね。

適用される対象の業種は、現在と同じように百貨店、総合スーパー、50人未満の各種商品小売業ということになります。

全く対象は変わらないということで認識をしております。

(小山田委員)

表現上、ちょっと変わるという？

(事務局 賃金室長)

そうです。そのようにご理解いただければ。

(小山田委員)

昨年同様といたしますか、同じ内容で適用される事業者も同じということですね？

(事務局 賃金室長)

そうですね。適用対象となる事業者あるいは労働者について、変更はないということをお願いしたいと思います。

(石岡会長)

他にはどうでしょうか。  
どうぞ。

(秋田谷委員)

仮定の話でして、新設しようとか、そのような意図はないんですけども、答申の段階で名称が変更になりますと、例えばですね、他県では、ドラッグストア、ホームセンターを分類した産業別最低賃金の新設している、しようとしていいる県もあるようで、その場合、名称はどうなるんでしょうかね？

(事務局 賃金室長)

そうですね。今の話のとおり、適用対象が変わるということは、改正でなく、新設という扱いで申出等をいただくことになるとと思いますが、最終的には、その適用される範囲の、それこそ、もしもコンビニエンスストアが加わるという範囲であれば、青森県百貨店と…

(秋田谷委員)

そうではなくて、百貨店はそのまま残しますと、新たにコンビニエンスストアとドラッグストア、ホームセンターを新たな分類で新設した場合の名称の変更といたしますか、区別、どういうふうにしてつけるのか、ちょっと疑問に思ったものですから。あくまでも仮定の話なので、今、お答えいただかなくてもいいのですが。

(事務局 賃金室長)

今あるものと別個の適用対象とするものであれば、今のお話でいうと、例えば、「青森県コンビニエンスストア最低賃金」みたいな名称等は考えられると思います。別個のものとしてですね。

(秋田谷委員)

そうですか。

(事務局 賃金室長)

そのような際には改めて確認いただきたいと思います。

(石岡会長)

他には何か。

よろしいでしょうか。

事務局の方でも、他には何かございませんか。

(事務局 賃金室長)

特にはございません。

(石岡会長)

よろしいですか。

それでは、これから専門部会の審議が始まって参りますので、労使の合意のもとにというのが原則ですので、何とかスムーズに労使の合意で金額が決まっていくように円滑な審議にご協力いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議はこれで終了したいと思います。

どうもお疲れ様でした。

ありがとうございました。